

特定技能における受入対象業務・試験区分の追加

I. 業界団体内における調整

業界団体で以下を確認

- ① 特定技能外国人の受入れ意向
- ② 特定技能外国人の受入れに係る業務・試験区分
- ③ 海外において実施する試験の作成見込み
- ④ ②の業務・試験区分に関連する業界団体が他にある場合は、当該団体に①～③について協議

II. 国交省との協議

- ① I. ①～④について確認がとれた業界団体は、国交省に対して、受入対象業務・試験区分の追加を協議（※）
- ② 他に同区分に係る関連団体がある場合は、①の業界団体又は国交省から意向等を確認
- ③ 業界団体及び国交省との間で、業務・試験区分を決定し、試験制度の整備・実施時期を確認

III. 関係行政機関との協議

- ① I 及び II の過程を経て、業界団体と国交省との間で決定した、追加の業務・試験区分について、国交省より法務省に申入れ（法務省を含む制度関係省庁で検討）
- ② 国交省は、分野別運用方針改正案等を策定し制度関係省庁と協議
- ③ 業務・試験区分の追加について関係省庁間で合意

関係閣僚会議の開催

受入対象業務・試験区分の追加に係る分野別運用方針の改正（閣議決定）等

※ 協議の主体：建設業法第27条の37に基づく国土交通大臣への届出団体
協議先：国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課